

施策51 男女共同参画の推進

施策の目指す姿

男女が互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分発揮できる社会が実現しています。

施策の現状

男女がその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」^{※1}が施行され、社会においても女性を取り巻く格差や差別、性的少数者への理解など、人権に関する意識が高まりが見られます。

本市では、狭山市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画センターを中心に男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。性別による固定的な役割分担意識や、男女の格差の解消に向けた講座やセミナーを開催しています。

また、配偶者などからの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）防止の啓発や相談業務など、人権が尊重される社会への取り組みを実施しています。

施策の課題

- 男女が対等なパートナーとして、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に参画し、互いの個性と能力を十分に発揮できる社会に向けた環境づくりが必要です。

※1 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律とは

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むことなどを定めた法律のこと。

主なとりくみ

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

- 男女が認め合い、互いの人権を尊重するための啓発活動を推進します。
- 男女が支え合い、仕事も家庭もともに担う環境づくりに取り組みます。
- DVなどを防止する啓発活動を推進し、相談支援体制の連携を強化します。

(2) 男女共同参画の推進体制の充実

- 国や県などの関係機関との連携を推進するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて推進体制の充実に取り組みます。
- 女性があらゆる分野の政策決定過程から参画できる機会を拡充します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
審議会などにおける女性委員の割合（4月1日時点）	29.2%	40.0%
男女共同参画セミナーや講座などへの参加者数	530人	770人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 家庭や職場における男女の固定的な役割分担を見直しましょう。
- 事業者はワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを促進し、男女共同参画の推進に努めましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう
- ゴール16 平和と公正をすべての人に
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう

